

国海安第 166 号の 2
平成 17 年 3 月 31 日

(社)日本船舶品質管理協会
常務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局安全基準課長
石田 育男

海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書
検査心得の一部改正について

標記について、船舶からの大気汚染防止を目的とする、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 36 号)及び関係政省令等が平成 17 年 5 月 19 日より施行されるのに伴い、海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書検査心得の一部を別紙のとおり改正し、平成 17 年 5 月 19 日より適用することと致しましたので、関係各位への周知を含めよろしくお取り計らい願います。